# 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の 取扱い

(平成11.9.1変更、21.11.9全文変更)

(昭和46.7.1実施)

# 1 第2条 (会社情報の開示) 関係

- (1) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に従い、当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。
  - a 第1号aに掲げる事項

会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集(処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。)の払込金額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集(処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。)の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当てによる場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。

- b 第1号mに掲げる事項
  - (a) 事業の一部を譲渡する場合

- イ 直前連結会計年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における連結純資産額(連結財務諸表における純資産額をいう。以下2までにおいて同じ。)の100分の30に相当する額未満であること。
- ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。 以下2までにおいて同じ。)の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- 二 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益(IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下2までにおいて同じ。)の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ホ 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項
- (b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分 の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度において いずれも当該事業の譲受けによる連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分 の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度において いずれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常 利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度において いずれも当該事業の譲受けによる親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結 会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ ること。
- ホ 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる事項
- c 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内 に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高 の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新 製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度 の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれるこ と。
- (b) 取引規制府令第49条第9号に定める事項
- d 第1号pに掲げる事項
  - (a) 業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上 高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、 当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。
  - (イ) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに 取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と 連結資本金額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下2までにおいて同じ。)とのいず れか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得 される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日におけ る発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が子会社等 の設立に該当する場合を除く。)

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率(所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この(1)及び2(1)において同じ。)を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- ロ 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項
- (b) 業務上の提携の解消を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(4)又は(1)に掲げる場合においては、当該(4)又は(1)のそれぞれに定める基準に該当すること。
  - (イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

- (n) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合 新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得た ものが上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満 であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが直前連結会計 年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- ロ 取引規制府令第49条第10号ロに掲げる事項
- e 第1号qに掲げる事項

次の(a)から(j)までに掲げるもののいずれにも該当する子会社等(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。

- (a) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額(新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。
- (b) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高(新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の売上高の見込額)が直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- (c) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益金額(新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の経常利益

金額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

- (d) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額(新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (e) 上場会社の直前事業年度における子会社等又は新たに子会社等となる会社からの仕入高(新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社等からの仕入高の見込額)が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (f) 上場会社の直前事業年度における子会社等又は新たに子会社等となる会社に対する売上高(新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社等に対する売上高の見込額)が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (g) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100 分の10に相当する額未満であること。
- (h) 上場会社が子会社取得(子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額(子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下このeにおいて同じ。)に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。
- (i) 上場会社が子会社取得を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。
- (j) 取引規制府令第49条第11号に定める事項
- f 第1号rに掲げる事項
  - (a) 固定資産を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。
    - イ 上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産 額の100分の30に相当する額未満であること。
    - ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常 利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当す る額未満であると見込まれること。
    - ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株 主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属す

る当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- ニ 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項
- (b) 固定資産を取得する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- イ 当該固定資産の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の 30に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項
- g 第1号sに掲げる事項
  - (a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の10 0分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号tに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 取引規制府令第49条第13号に定める事項
- i 第1号wに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 取引規制府令第49条第14号に定める事項
- j 第1号abに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度にお

いていずれも当該合理化の実施による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100 分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- k 第1号agに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

- 1 第1号amに掲げる事項 定款の変更理由が次に掲げるもののいずれかに該当すること。
  - (a) 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
  - (b) 本店所在地の変更
  - (c) その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由
- (1)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前(1)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額(連結財務諸表における純資産額をいう。以下2までにおいて同じ。)」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この(1)において同じ。)」と、「連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下2までにおいて同じ。)の売上高」とあるのは「売上高」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下2までにおいて同じ。)」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。
- (2) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaから iまでに掲げる区分に従い、当該aから iまでに定めることとする。ただし、I F R S 任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。
  - a 第2号 a に掲げる事実 次に掲げるもののいずれにも該当すること。
    - (a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の末日における連結 純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
    - (b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結経常利益金額 の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
    - (c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属

する当期純利益金額 (IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下この(2)において同じ。) の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (d) 取引規制府令第50条第1号に定める事項
- b 第2号dに掲げる事実
  - (a) 訴えが提起された場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- イ 訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 取引規制府令第50条第3号イに掲げる事項
- (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合
  - 前(a)イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(2)及び2(2)において同じ。)の場合又は前(a)イに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次に掲げるもののいずれにも該当すること。
  - イ 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
  - ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
  - ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
  - 二 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
  - ホ 取引規制府令第50条第3号ロに掲げる事項
- c 第2号eに掲げる事実
  - (a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

- イ 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の 属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分 命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満 であると見込まれること。
- ロ 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が 裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(2)及び2(2)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

- イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ニ 取引規制府令第50条第4号ロに掲げる事項
- d 第2号fに掲げる事実
  - (a) 法令に基づく処分を受けた場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。
    - イ 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
    - ロ 取引規制府令第50条第5号に定める事項
  - (b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会 計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号kに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会 計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会 計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること
- (d) 取引規制府令第50条第6号に定める事項
- f 第2号1に掲げる事実

- (a) 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度 においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の10 0分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 取引規制府令第50条第7号に定める事項
- g 第2号mに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額)が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属 する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に 相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 取引規制府令第50条第8号に定める事項
- h 第2号nに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 取引規制府令第50条第9号に定める事項
- i 第2号qに掲げる事実

- (a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (2) の 2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前(2)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この(2)において同じ。)」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。
- (3) 第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからcまでに掲げる内容を含めるものとする。
  - a 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
  - b 次の(a)及び(b)に掲げる事項((b)に掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。)
    - (a) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

- (b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又 は監査委員会の意見等
- c 第34条に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容(同条ただし 書の規定の適用を受ける場合は、その理由)

(平成22.2.10、22.6.30、23.4.1、24.10.1、27.4.1、27.5.1、令和3.3.1変更)

- 2 第3条 (子会社等の情報の開示) 関係
  - (1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。
    - a 第1号 a に掲げる事項 次に掲げるもののいずれにも該当すること。
      - (a) 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
      - (b) 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の 10に相当する額未満であると見込まれること。
      - (c) 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
      - (d) 当該株式交換による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会 計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれるこ と。
    - b 第1号bに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の1 0に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該株式移転による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会 計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれるこ と。
- bの2 第1号bの2に掲げる事項

- (a) 当該株式交付による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該株式交付による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の1 0に相当する額未満であると見込まれること。

- (c) 当該株式交付による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該株式交付による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- c 第1号cに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純 資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に 相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該会社分割による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該会社分割による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の1 0に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該会社分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該会社分割による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会 計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- e 第1号eに掲げる事項

- (a) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末 日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度 の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- f 第1号fに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の10 0分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該解散による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額 未満であると見込まれること。
- (c) 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- g 第1号gに掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

#### h 第1号hに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又は口に掲げる場合においては、当該イ又は口のそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が孫会社の設立に該当する場合を除く。)

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の 帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の末 日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該 各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の 売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会 計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年 度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、相手方の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合 新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

# i 第1号iに掲げる事項

次の(a)から(h)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。
- (b) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の売上高(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- (c) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の経常利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (e) 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高(新たに孫会社 を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する連結会社の各連結会計年度にお ける当該孫会社からの仕入高の見込額)が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当 する額未満であること。
- (f) 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する連結会社の各連結会計年度における当該孫会社に対する売上高の見込額)が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (g) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の1

0に相当する額未満であること。

(h) 子会社等が孫会社取得(上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法 その他の方法により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下このiにおいて同じ。) を行う場合にあっては、孫会社取得に係る対価の額(孫会社取得の対価として支払った、又は支払う べき額の合計額をいう。以下このiにおいて同じ。)に当該孫会社取得の一連の行為として行った、 又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子 会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前 連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

#### i 第1号i に掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- イ 当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結 純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常 利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当す る額未満であると見込まれること。
- ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純 資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- k 第1号kに掲げる事項
  - (a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の10 0分の30に相当する額未満であると見込まれること。

1 第1号1に掲げる事項

- (a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始す

る各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加 額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額 未満であると見込まれること。

#### m 第1号nに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

n 第1号pに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該子会社等に係る直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度 の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。
- (b) 当該子会社等の直前事業年度の売上高が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当 する額未満であること。
- (c) 当該子会社等の直前事業年度の経常利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100分の30に相当する額未満であること。
- (d) 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属 する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- o 第1号rに掲げる事項

当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の 末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

- (2) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に従い、当該aからhまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。
  - a 第2号aに掲げる事実

- (a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が連結会社に係る直前連結会計年度 の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。
- (b) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額 又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ ること。
- (c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する 当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分 の30に相当する額未満であると見込まれること。
- b 第2号bに掲げる事実
  - (a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した 場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

- イ 判決等により給付する財産の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額 の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- 二 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- c 第2号cに掲げる事実
  - (a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が 裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない 申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

- イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていず れも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主

に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

# d 第2号dに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会 計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号hに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が連結会社の 直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれるこ と。
- (b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会 計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- f 第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度に おいていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分 の10に相当する額未満であると見込まれること。

g 第2号jに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額)が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属 する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に 相当する額未満であると見込まれること。
- h 第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(平成22.6.30、23.4.1、24.10.1、25.9.6、27.4.1、令和3.3.1変更)

- 3 第5条 (予想値の修正等) 関係
  - (1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準は、次の a から d までに掲げる区分に従い、当該 a から d までに定めることとする。
    - a 企業集団の売上高

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

b 企業集団の営業利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

c 企業集団の経常利益(上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、税引前利益)

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

d 企業集団の純利益(上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当期利益及び親会社の所有者に 帰属する当期利益)

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

(2) 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前(1)の適用については、同項中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

(平成22.6.30変更)

3の2 第8条の2 (債務超過の解消に向けた計画等の開示) 関係

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)a及びbの規定は第8条の2に規定する債務超過の状態について準用する。

(令和2.11.1追加、令和3.3.1 4の2を3の2に繰上)

4 第9条(投資単位の引下げに関する開示)関係

第9条に規定する最近の投資単位として当取引所が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年間における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この4において同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。

(平成22.1.4変更、22.2.10 5を4に繰上・変更)

5 第9条の2 (財務会計基準機構への加入状況等に関する開示) 関係

第9条の2ただし書に規定する当取引所が定める場合とは、上場内国会社が第4条の規定に基づき事業年 度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示する際に、公益財団法人財務会計基準機構の会員マークを表示 している場合をいう。

(平成22.2.10追加)

- 6 第10条 (MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示) 第1項関係
  - (1) 第1項に規定する当取引所が定める新株予約権付社債券等とは、上場会社が第三者割当により発行する 次のaからcまでに掲げる有価証券をいう。
    - a 新株予約権付社債券(同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券(法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。)
    - b 新株予約権証券
    - c 取得請求権付株券(取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行 する上場株券であるものをいう。)
  - (2) 第1項に規定する当取引所が定める発行条件とは、上場会社が発行するCB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権(以下この6及び18において「新株予約権等」という。)の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件をいう。
- 7 第11条 (支配株主等に関する事項の開示) 第1項関係

第1項に規定する当取引所が定める支配株主等に関する事項とは、次の(1)から(6)に定める事項をいう。

- (1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行 する株券等が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の金融 商品取引所等の商号又は名称
- (2) 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等(影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社等)の商号又は名称及び当該会社等が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由(影響が同等であると認められるときは、その理由)
- (3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。)が第11条第3項の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。)には、同項の適用を当取引所に認められた理由
- (4) 親会社等の企業グループ (会社並びにその子会社及び関連会社をいう。) における位置付けその他の親会社等との関係
- (5) 支配株主等との取引に関する事項(財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表規則第15条の4の 2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、 次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項(上場外国会社にあってはこれに相当する事項)をい

う。)

- a 親会社等
- b 支配株主 (親会社を除く。) 及びその近親者
- c 前 b に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社
- (6) 有価証券上場規程の取扱い要領10の4(1)に規定する指針(第20条第1項の規定により当該指針に変更があった場合には、当該変更後の指針を含む。)に定める方策の履行状況

(平成22.2.10変更)

8 第17条 (情報取扱責任者の届出) 第1項関係

第1項に規定する当取引所が定める者とは、上場会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準じる役職の者をいう。

- 9 第19条 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係
  - (1) 第1項に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次のaからgまでに掲げる事項をいう。ただし、b及びfにあっては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。
    - a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報(支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を含む。)
    - b 別添「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項(第31条の3に規定する同別添の各原則を実施しない理由を含む。)
    - c 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 及び当該体制を選択している理由
    - d 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
    - e 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(反社会的勢力排除に向けた体制整備に 関する内容を含む。)
    - f 独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、次の(a)から(j)までのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。)
      - (a) 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。)であった者を含む。)
      - (b) 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者 (業務執行者でない取締役であった者を含み、社 外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役であった者を含む。)
      - (c) 過去に当該会社の兄弟会社(当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。) の業務執行者であった者
      - (d) 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者
      - (e) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は 法律専門家(法人、組合等の団体であるものに限る。) に過去に所属していた者

- (f) 当該会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業務執行者 又は過去に業務執行者であった者をいう。)をいう。)
- (g) (a) から前(f)までに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者(二親等内の親族をいう。)
- (h) 当該会社の取引先又はその出身者(業務執行者又は過去10年内のいずれかの時において業務執行者であった者をいう。以下同じ。)
- (i) 当該会社の出身者が他の会社の社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。)である場合の当該他の会社の出身者
- (j) 当該会社から寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、 出身者又はそれに相当する者をいう。)
- g その他当取引所が必要と認める事項
- (2) 第2項に規定する当取引所が定める事項とは、前(1) a に掲げる事項のうち資本構成及び企業属性に関する事項、前(1) b に掲げる事項及び投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める事項をいう。

(平成22.6.30 10を9に繰上、27.6.1、令和2.2.7変更)

10 第20条 (書類の提出等) 第1項関係

第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあっては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。)を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a 第2条第1号aに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。

- (a) 取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに
- (b) 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 作成後直ちに この場合において、上場会社は、当該目論見書(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成 されたものを除く。)を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- (c) 安定操作取引関係者 (施行令第20条第3項各号に規定する安定操作取引の委託等をすることができる者をいう。) のリストの写し 施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで
- (d) 有価証券通知書(変更通知書を含む。) の写し 内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

- (e) 上場会社が第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合(割当てを受ける者の全てが上場会社 又は当取引所の取引参加者その他の当取引所が適当と認める者である場合を除く。)には、当取引所 所定の「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」 当該第三者割当の決 議又は決定まで
- b 第2条第1号bに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)イに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)ロに掲げる書類の提出を要しないものとする。

- (a) 発行登録に関する次に掲げる書類
  - イ 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 作成後直ちに
  - ロ 発行登録追補目論見書 作成後直ちに
  - ハ 発行登録通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに
  - ニ 発行登録取下届出書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに
- (b) 需要状況の調査の開始に関する次の書類

当取引所所定の「需要状況の調査開始通知書」 決定後直ちに(調査開始日の前日まで)

c 第2条第1号fに掲げる事項

新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は、有価証券通知書及び変更通知書の写し 内閣 総理大臣等に提出後遅滞なく

cの2 第2条第1号fの2に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

- (a) 発行登録に関する次のイ及びロに掲げる書類
  - イ 発行登録通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに
  - ロ 発行登録取下届出書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに
- (b) 需要状況又は権利行使の見込みの調査の開始に関する次の書類 当取引所所定の「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」 決定後直ちに (調査開始日 の前日まで)
- d 第2条第1号gに掲げる事項

株式の併合(会社法第182条の2第1項に規定する株式の併合に限る。)を行う場合は、次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、上場外国会社にある場合には、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 会社法第182条の2第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し 同項の規定により当該書面 を本店に備え置くこととされている日までに
- (b) 会社法第182条の6第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 株式の併合の効力発生日以 後速やかに
- e 第2条第1号hに掲げる事項

臨時計算書類を作成した場合は、臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告 作成後直ちに

f 第2条第1号iに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)に掲げる書類を除き、 提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)から(c)までに掲げる書類を当取引所 が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 株式交換契約書の写し 契約締結後直ちに
- (b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し これらの規 定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに
- (c) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 株式交換の効力発生日以 後速やかに
- (d) 他の会社と株式交換を行う場合(非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるときを除く。)には、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
- g 第2条第1号j に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。 この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するもの とする。

- (a) 会社法第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに
- (b) 他の会社と共同して株式移転を行う場合には、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
- gの2 第2条第1号jの2に掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(b)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 会社法第816条の2第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し 同項の規定により当該書面 を本店に備え置くこととされている日までに
- (b) 会社法第816条の10第2項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 株式交付の効力発生日以後 速やかに
- (c) 他の会社を子会社とする株式交付を行う場合(非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第816条の4第1項の規定の適用を受けるときを除く。)には、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交付に係る株式交付比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
- h 第2条第1号kに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)から(c)までに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 合併契約書の写し 契約締結後直ちに

- (b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに
- (c) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 合併の効力発生日以後速 やかに
- (d) 他の会社と合併する場合(上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。)には、合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
- i 第2条第1号1に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)に掲げる書類を除き、 提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)から(c)までに掲げる書類を当取引所 が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 吸収分割の場合には、分割契約書の写し 契約締結後直ちに
- (b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに
- (c) 会社法第791条第2項、第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面(法定事後開示書類) の写し 会社分割の効力発生日以後速やかに
- (d) 次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロに定める書類
  - イ 他の上場会社と吸収分割を行う場合又は他の上場会社と共同して新設分割を行う場合 当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、 当該会社分割に係る株式の割当比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
  - ロ 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合(上場会社が会社法第784条第2項、第796条第2項若しくは第805条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。)

前イに規定する書面 作成後直ちに

j 第2条第1号xに掲げる事項

当取引所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等(以下このj及び次のkにおいて「株券等」という。)の同項に規定する公開買付け(以下このj及び次のkにおいて「公開買付け」という。)により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって当取引所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格(施行令第8条第2項に規定する買付けの価格に準ずるものを含む。次のkにおいて同じ。)に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

k 第2条第1号yに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは18の2に定める者

である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

1 第2条第1号aaに掲げる事項(当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表取締役又は代表執行役の異動の場合に限る。)

当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」 異動後直ちに

m 第2条第1号ahに掲げる事項(社債権者集会の招集に限る。)

社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の決議通知書の写し それぞれ決議又は決定後 遅滞なく

n 第2条第1号amに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。この場合において、上場内国会社は、(a)に掲げる書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録(法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録)の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 変更後の定款 変更後遅滞なく
- (b) 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合 取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに
- o 第2条第1号anに掲げる事項

変更後のスキームについて記載した書面 変更後直ちに

p 第2条第1号aoに掲げる事項

全部取得条項付種類株式の全部の取得により上場内国株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、 次の(a)及び(b)に掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦 覧に供することに同意するものとする。

- (a) 会社法第171条の2第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し 同項の規定により当該書面 を本店に備え置くこととされている日までに
- (b) 当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、 取得対価に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
- q 第2条第1号apに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、(b)に掲げる書類の提出については、株式等売渡請求に係る承認の場合に限るものとし、上場外国会社については、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 会社法第179条の5第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し 同項の規定により当該書面 を本店に備え置くこととされている日までに
- (b) 当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、 売渡対価に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
- (2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次のaからuまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合(決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。)には、当該aからuまでに定めるところに従い、当取引所に書類

の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a 株式の種類の変更

変更内容説明の通知書 確定後直ちに

b 上場会社又はその関係会社から、株主に対して行う当該関係会社の発行する株式の割当て又はその優 先的申込資格の付与

割当確定日及び内容説明の通知書 確定後直ちに

c 募集株式の引受人(法第2条第6項で規定する引受人をいう。)から、株主に対して行う当該募集株 式の優先的申込資格の付与

割当確定日及び内容説明の通知書 確定後直ちに

d 上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約、社債管理委託契約、発 行事務委託契約又は期中事務委託契約の変更

信託契約、発行契約、社債管理委託契約、発行事務委託契約又は期中事務委託契約の変更に係る契約 書の写し 契約変更後直ちに

e 上場有価証券の償還又は消却

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

f 株式に係る基準日(記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間 又は基準日、無記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払 日等の権利確定のための期間又は期日をいう。)の設定

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

g 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及び その発行登録(その取下げを含む。)

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(b)に掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(b)に掲げる書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに
- (b) 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 作成後直ちに
- (c) 安定操作取引関係者(施行令第20条第3項各号に規定する安定操作取引の委託等をすることができる者をいう。)のリストの写し 施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで
- (d) 有価証券通知書(変更通知書を含む。) の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに
- (e) 発行登録に関する次のイからホまでに掲げる書類
  - イ 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 作成後直ちに
  - ロ 発行登録追補目論見書 作成後直ちに
  - ハ 発行登録通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに
  - ニ 発行登録取下届出書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに

- ホ 発行登録を行っている場合で、募集に係る投資者の需要状況の調査の開始を決定したとき 当取引所所定の「需要状況の調査開始通知書」 決定後直ちに (調査開始日の前日まで)
- h 施行令第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をすることがある者の選定委託者の氏名、 住所及び上場会社との関係を記載した「安定操作取引委託者通知書」 施行令第22条第2項から第4項 までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで
- i 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格をいう。)

次の(a)から(c)までに掲げる書類

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号を記載した「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) 発行価格若しくは売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)が決定された場合

発行価格又は売出価格及び発行価額又は売出価額の総額を記載した「発行価格(売出価格)通知書」 発行価格又は売出価格の決定後直ちに

- (c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合
  - イ 算式表示 (開示府令第1条第30号に規定する算式表示をいう。以下この i において同じ。) による発行価格又は売出価格及び発行価額又は売出価額の総額の見込額を記載した「算式表示による発行価格(売出価格)通知書」 算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに
  - ロ 発行価格又は売出価格の確定値及び発行価額又は売出価額の総額を記載した「発行価格(売出価格)の確定値通知書」 発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに
- j 新株予約権又は他の種類の株式への転換が行われる株式の内容その他の条件の変更変更内容説明の通知書 確定後直ちに
- k 新株予約権付社債の償還条件又は新株予約権の取得条件の変更 取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに
- 1 基準日の設定の中止

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

m 上場内国株券のうち剰余金配当に関して優先的内容を有する種類の株式、上場優先株の累積未払配当金があるときは、支払配当の見込額

内容説明の通知書 権利確定日の2週間前まで

n 新株の発行を伴わない資本金の額の増加

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

o 株式取扱規則の変更

変更後の株式取扱規則 変更後遅滞なく

p 株式事務代行機関の設置又は変更

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

q 失権株の処理

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

r 本店の所在場所の変更

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

s 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式(会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。)又は取締役選任権付種類株式(会社法第108条第1項第9号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。)についての定めがある種類の株式をいう。)の発行

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

t 事業年度の末日の変更

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

u aから前tまでに掲げる事項以外の上場株券に関する権利等に係る重要な事項 取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

(3) 発生事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第2号に掲げる事項のうち次のaからdまでに掲げる場合には、当該aからdまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a 第2条第2号mに規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合(1(2)gに規定する基準に該当する場合を除く。)

直前事業年度の末日における債務の総額、債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該 債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書 面 当該合意後直ちに

b 第2条第2号rに規定する事実が発生した場合 当該期限の利益の喪失に係る通知書の写し 受理後遅滞なく

c 第2条第2号sに規定する事実が発生した場合

社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の決議通知書の写し それぞれ受理後遅滞なく

d 第2条第2号uの2に規定する承認を受けた場合

当該承認に係る通知書の写し 受理後遅滞なく

- (4) 株主に発送する書類の提出
  - a 上場内国会社は、株主に対して株主総会招集通知書及びその添付書類を発送する場合(会社法施行規

則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によって株主に対して提供したものとみなされる場合を含む。以下このaにおいて同じ。)には、発送する書類をその発送日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、上場内国会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- b 上場外国会社は、株主に対して書類(次の(a)及び(b)に掲げるものを含む。)を発送する場合(株式 事務取扱機関等に据え置く場合を含む。)には、当該書類をその発送日(株式事務取扱機関等に据え置 く日を含む。)までに当取引所に提出するものとする。この場合において、上場外国会社は、当該書類 の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供するこ とに同意するものとする。
  - (a) 株主総会招集通知書及びその添付書類
  - (b) 株主総会決議通知書 (株主総会決議の内容が当取引所に提出する他の書類に記載されている場合を 除く。)
- (5) 新株予約権の行使に係る書類の提出等
  - a 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株券等への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、次の(a) 及び(b)に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。
    - (a) 上場株式数報告書
    - イ 上場会社(その発行する上場外国株券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。) の場合(月間報告) 翌月初まで
    - ロ 上場外国会社(その発行する上場外国株券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社に限 る。)の場合
      - (イ) 上場転換社債型新株予約権付社債に係るもの(月間報告) 翌月初まで
      - (ロ) その他のもの(年間報告) 翌事業年度開始後遅滞なく
    - (b) 次のイから二までに掲げる場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知 (ファクシミリによる送信を含む。)
      - イ 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、 上場優先株又は上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の発行総額の10%以上となった場合 そ の都度遅滞なく
      - ロ 上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が2,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合 直ちに
      - ハ 期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合 当取引所が請求する都度 遅滞なく

- ニ 上場している新株予約権証券の数が1000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合 そ の都度直ちに
- b 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合であって、次の(a)及び(b)に定める場合には、次の(a)及び(b)に定めるところに従い、期中償還請求権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)を当取引所に提出するものとする。
  - (a) 期中償還請求期間開始日からの行使累計又は同期間中における通知後の行使累計が、各銘柄の発行 総額の10%以上となった場合 その都度遅滞なく
  - (b) 各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて行使が行われた場合 直ちに
- (6) 上場外国会社による新株式発行状況等報告書の提出

上場外国会社は、事業年度ごとの株式買取権証書の買取権の行使等による株式の交付状況及び自己株式の取得状況について、翌事業年度開始後遅滞なく、新株式の発行状況(有価証券上場規程の取扱い要領12の2(2)の規定により一括して上場申請の行われた株式に係る事業年度中の新株式の発行状況)及び自己株式の取得状況(事業年度中の取得分及び売却分の区分合計並びに事業年度末現在の自己株式の数)を記載した「新株式発行状況等報告書」を当取引所に提出するものとする。

# (7) 分布状況表の提出

- a 上場内国会社は、各事業年度の末日現在における当取引所の定める様式による「株式の分布状況表」 及び「上場優先株の分布状況表」を、事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引 所に提出するものとする。ただし、事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場内国会社にあっ ては、株主基準日現在における「株式の分布状況表」及び「上場優先株の分布状況表」を、株主基準日 経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所に提出するものとする。
- b 上場外国会社は、各事業年度の末日現在における当取引所の定める様式による「株式の分布状況表」を、事業年度経過後6か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所に提出するものとする。 この場合において、外国に住所又は居所を有する株主について、次の(a)から(c)までに定めるところにより記載するものとする。
  - (a) 事業年度の末日現在における外国に住所又は居所を有する株主(以下このbにおいて「外国株主」という。)の状況を記載する。
  - (b) 前(a)の規定にかかわらず、事業年度の末日現在における外国株主の状況の把握が困難であると認められる場合は、当該事業年度経過後6か月以内において最初に到来する権利確定日等(議決権若しくは配当金若しくは新株引受権その他株主として受ける権利が付与される日又は上場外国会社の本国等における法令その他の正当な理由に基づき株主の状況を把握する特定の日をいう。)又は当該期間において外国株主の状況を調査した場合における当該調査の日現在における外国株主の状況を記載することができる。
  - (c) (a) 及び前(b) の規定にかかわらず、これらに規定する外国株主の状況が把握できない場合は、事業年度の末日現在における外国株主が1名であるものとして記載するものとする。
- (8) テクニカル上場後の法定事後開示書類の提出

内国株券の発行者は、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受けて内国株券

を上場した場合には、次のaからcまでに定めるところに従い、上場後速やかに当取引所に書類の提出を 行うものとする。この場合において、当該発行者は、当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同 意するものとする。

- a 同基準第4条第3項第1号又は同基準第6条第3項第1号の規定の適用を受けた会社 会社法第801条第3項第1号又は第815条第3項第1号に規定する書面
- b 同基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の規定の適用を受けた会社 会社法第801条第3項第3号又は第815条第3項第3号に規定する書面
- c 同基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号の規定の適用を受けた会社 会社法第801条第3項第2号又は第815条第3項第2号に規定する書面
- (9) 本国等の主務官庁等へ提出した書類の提出

上場外国会社は、本国等の主務官庁等へ次の a 又は b に掲げる書類を提出した場合には、提出後遅滞なく、当該書類を当取引所に提出するものとする。この場合、上場外国会社は、当該書類の訳文を付すことを要しないものとする。

- a 募集又は売出しに係る登録届出書写(訂正届出書写を含む。)
- b 年次報告書、半期報告書、四半期報告書及び臨時報告書の写(これらの訂正報告書写を含む。)
- (10) 上場外国会社が英語により記載される法定開示書類を提出する場合の書類の提出

上場外国会社は、法の規定に基づき、外国会社届出書等(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第117条第1項第25号に規定する外国会社届出書等をいう。)を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した場合には、その旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面を、決定後速やかに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場外国会社は、当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(平成21.11.16、22.2.10変更、22.6.30 11を10に繰上・変更、23.4.1、24.4.1、25.9.13、26.1.23、27.5.1、30.3.31、令和2.11.1、3.3.1変更)

11 第21条 (第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等) 関係

第21条に規定する上場会社が行う第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告及びその確約等については、次の(1)から(3)に定めるところによる。

- (1) 第三者割当による募集株式の割当てを行う場合における確約の締結
  - a 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当てを行う場合には、割当てを受けた者との間で、書面により、次に定める事項の確約を行うものとする。
    - (a) 割当てを受けた者は、割当てを受けた日から起算して2年間において、割当てを受けた株式(以下この(1)において「割当株式」という。)の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。
    - (b) 上場会社は、割当てを受けた者が前(a)に掲げる期間において割当株式の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当取引所に報告すること。
    - (c) 割当てを受けた者は、この a に規定する確約のための書面に記載する(a)から(d)までに掲げる内容 及び割当株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。
    - (d) その他当取引所が必要と認める事項
  - b 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当てを行った場合には、前aに規定する確約を証する書

面を、募集株式の割当て後直ちに当取引所に提出するものとする。

(2) 第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等

上場会社は、第三者割当による募集株式の割当てを受けた者が確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を 当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- a 譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所
- b 譲渡株式数又は譲渡優先出資口数
- c 譲渡日
- d 譲渡価格
- e 譲渡の理由
- f 譲渡の方法
- g その他当取引所が必要と認める事項
- (3) 適用除外

この11の規定は、割当ての目的及び態様等を勘案してこの11の規定を適用することが適当でないと当取 引所が認めた募集株式については、適用しない。

(平成22.6.30 12を11に繰上・変更)

12 第22条 (株式事務代行機関への委託) 関係

株券上場審査基準取扱い 2(8) bの規定は、第22条に規定する当取引所が定めるものについて準用する。

(平成22.6.30 13を12に繰上、23.1.1変更)

- 13 第23条 (適切な株式事務及び配当金支払事務の確保) 関係
  - (1) 第23条に規定する当取引所が定める事務とは、次のa及びbに掲げる通知を行うことをいう。ただし、 上場外国会社が株主に対して当該通知を行わない場合はこの限りでない。
    - a 剰余金配当、新株予約権の付与その他株主の権利又は利益に関する上場外国会社による措置に係る通知
    - b 年次報告書、半期報告書、四半期報告書等の事業報告書(半期報告書は四半期報告書をもって代えることができる。)の通知。この場合において、当該報告書は、当取引所が定めるところにより、要約して作成し又は他のもので代替することができるものとする。
  - (2) 前(1)の通知のうち外国株券等実質株主に対する諸通知は、日本語により行うこととする。
  - (3) (1)に規定する通知は、当取引所の承認を得て、本邦内における公告(上場内国株券の発行者が行う公告に準じて行うものとする。)、株式事務取扱機関等に備え置く方法その他当取引所が定める方法により行うことができるものとする。

(平成22.6.30 14を13に繰上)

- 14 第24条 (会社の代理人等の選定) 関係
  - (1) 第24条に規定する代理人は、原則として当該上場外国会社の役職員から選定するものとする。ただし、役職員からの選定が困難な場合には、当取引所の承認する者とする。
  - (2) 第24条に規定する代理人又は代表者(以下この14において「代理人等」という。)の選定が行われた場合には、速やかに代理権又は代表権の付与を証する書面を当取引所に提出するものとし、代理人等を変更した場合にも同様とする。

(3) 代理人等の住所又は居所は、名古屋市内又はその他当取引所が承認する場所とする。

(平成22.6.30 15を14に繰上・変更)

- 15 第28条 (権利確定のための期間又は期日の届出及び公告) 関係
  - (1) 第28条第1項に規定する当取引所が定める一定の期間又は期日は、記名式の株券を発行している上場外 国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の株券を発行している上場外国会社の場合 には、株券供託期間、配当金支払日等をいう。
  - (2) 第28条第1項ただし書に規定する当取引所が定める場合の公告とは、次に掲げるものとする。
    - a 株主総会における議決権を行使する者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合の当該期間 又は期日の公告。ただし、議決権を行使するために必要な書類が当該総会開催日前に実質株主に交付さ れる場合に限る。
    - b 配当を受ける者を確定するための一定の期間又は期日があらかじめ定められている場合の当該期間又 は期日の公告
    - c 本邦内において行使することが不可能又は著しく困難な権利のうち、特にその経済的価値が低いと当 取引所が認めたものを行使する者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合の当該期間又は期 日の公告
  - d 公告すべき内容に相当する内容について当取引所が定める方法により開示した場合の当該内容の公告 (平成22,6,30 16を15に繰上)
- 16 第31条の2 (独立役員の確保) 関係

第31条の2に規定する独立役員の確保については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 上場内国会社は、独立役員に関して記載した当取引所所定の「独立役員届出書」を当取引所に提出し、当該「独立役員届出書」を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- (2) 上場内国会社は、前(1)に規定する「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場内国会社は、当該変更内容を反映した「独立役員届出書」を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(平成22.2.10追加、22.6.30 16の2を16に繰上)

16の2 第31条の3 (コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明)関係 第1号に該当している上場会社が第2号に該当することとなった場合及びその他当取引所が必要と認める 場合には、第1号の規定を適用するものとする。

(平成27.6.1追加)

- 17 第34条 (第三者割当に係る遵守事項) 関係
  - (1) 第34条に規定する当取引所が定める議決権の比率とは、次の算式により算出した値をいう。

算式

 $(A \div B) \times 100 (\%)$ 

算式の符号

- A 当該第三者割当により割り当てられる募集株式等に係る議決権の数(当該募集株式等の転換又は行使により交付される株式に係る議決権の数を含む。)
- B 当該第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る議決権の総数

- (2) 前(1)の規定にかかわらず、当該第三者割当の払込金額の算定方法及び割当ての態様等を勘案して当取引 所が前(1)に定める算式により算出した値によることが適当でないと認めた場合の第34条に規定する当取 引所が定める議決権の比率については、当取引所がその都度定めるところによるものとする。
- (3) 第34条に規定する当該割当ての緊急性が極めて高いものとして当取引所が定める場合とは、資金繰りが 急速に悪化していることなどにより同条各号に掲げる手続のいずれも行うことが困難であると当取引所が 認めた場合をいう。
- 18 第36条 (MSCB等の発行に係る遵守事項) 関係
  - (1) 第36条第1項に規定する当取引所が定める措置とは、上場会社がMSCB等を買い受けようとする者(以下この18において「買受人」という。)と締結する契約(以下この18において「買取契約」という。)において、新株予約権等の転換又は行使をしようとする日を含む暦月において当該転換又は行使により取得することとなる株券の数(以下この18において「行使数量」という。)が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株券の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の転換又は行使(以下この18において「制限超過行使」という。)を行うことができない旨その他の(4)に規定する内容を定めることをいう。
  - (2) 前(1)に規定する行使数量について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより計算するものとする。
    - a 当該MSCB等を複数の者が保有している場合 当該複数の者による新株予約権等の行使数量を合算する。
    - b 当該MSCB等以外に当該上場会社が発行する別のMSCB等で新株予約権等を転換又は行使することができる期間(以下この18において「行使可能期間」という。)が重複するもの(以下この18において「別回号MSCB等」という。)がある場合

当該MSCB等と当該別回号MSCB等の新株予約権等の行使数量を合算する。

- (3) (1) に規定する上場株券の数について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより取り扱うものとする。
  - a 当該MSCB等の発行の払込日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合 上場株券の数に公正かつ合理的な調整を行う。
  - b 当該上場会社が当該MSCB等を発行する際に別回号MSCB等がある場合 当該別回号MSCB等に係る(1)及び前aの規定に基づく上場株券の数とする。
- (4) (1) に規定する買取契約において定める内容は、次のaからdまでに掲げる内容をいう。
  - a 上場会社は、MSCB等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。
  - b 買受人は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の転換又は行使に当たっては、あらかじめ、上場会社に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
  - c 買受人は、当該MSCB等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上場会社との間で a 及び前 b の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも a 及び前 b の内容を約させること。
  - d 上場会社は、前cの転売先となる者との間で、a及びbの内容及び転売先となる者がさらに第三者に

転売する場合にもa及びbの内容を約すること。

- (5) (1) に規定する買取契約には、次のaからeまでに掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。
  - a 対象株券等が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等(以下この18において「合併等」という。) が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表 された時までの間
  - b 上場会社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止される ことが公表された時までの間
  - c 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除 されるまでの間
  - d 新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以 トの場合
  - e 新株予約権等の行使可能期間の最終2か月間 (MSCB等の発行時の行使可能期間が2年以上の場合に限る。)
- (6) 第36条第2項に規定する当取引所が定める場合とは、次のaからdまでに掲げるすべての要件を満たす場合その他当取引所が適当と認める場合をいう。
  - a 業務提携又は資本提携のためにMSCB等を発行すること。
  - b 上場会社と買受人との間で対象株券等(新株予約権等の転換又は行使により交付される株券等をいう。 以下この18において同じ。) について取得後6か月以上の保有が約され、その旨が公表されること。
  - c 当該買受人が、当該保有を約した期間中において当該対象株券等に係る株券等貸借取引を行わないこと。
  - d 当該買受人が、当該買受け(買受けを行うことを決定している場合を含む。)後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券等に係る店頭デリバティブ取引を行わないこと。
- 18の2 第38条の2 (支配株主との重要な取引等に関する遵守事項) 関係 第38条の2に規定する当取引所が定める者とは、次の(1)から(4)までに掲げる者をいう。
  - (1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等(当該上場会社及びその子会社を除く。)
  - (2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者
  - (3) 上場会社の支配株主(当該上場会社の親会社を除く。)の近親者
  - (4) 上場会社の支配株主(当該上場会社の親会社を除く。)及び前(3)に掲げる者が議決権の過半数を自己の 計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

(平成22.6.30追加)

19 第40条(反社会的勢力の関与の禁止)関係

第40条に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして当取引所が定める関係とは、次の(1)及び(2)に掲げる関係をいう。

- (1) 次のaからdまでに掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下この19において「暴力団等反社会的勢力」という。)である関係
  - a 上場会社

- b 上場会社の親会社等
- c 上場会社の子会社
- d 上場会社の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。)、 監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。)をいう。)
- (2) 前(1)のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係
- 20 第43条 (議決権行使を容易にするための環境整備) 関係

第43条に規定する当取引所が定める環境整備とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいう。

- (1) 定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日と定めないこと。
- (2) 株主総会の招集の通知を会社法第299条第1項に規定する期日よりも早期に発送すること。
- (3) 次のaからeまでに掲げる書類を、株主総会の日の3週間前よりも早期に電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
  - a 株主総会の招集の通知
  - b 会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の2第1項に規定する参考書類 (以下この20において「株主総会参考書類等」という。)
  - c 定時株主総会の場合は、会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告
  - d 定時株主総会の場合は、会社法第444条第6項に規定する連結計算書類
  - e aから前dまでに掲げる書類を修正した場合は、その旨を記載した書類及び修正前の書類
- (4) 株主総会の招集の通知及び株主総会参考書類等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- (5) 株主(当該株主が他人のために株式を有する者である場合には、当該株主に対して議決権の行使に係る 指図権その他これに相当する権利を有する実質的な株主を含む。(6)において同じ。)が電磁的方法により 議決権(議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を含む。(6)において同じ。)の行使を行う ことができる状態に置くこと。
- (6) その他株主の株主総会における議決権の行使を容易にするための環境整備に向けた事項

(平成22.6.30、令和3.3.1変更)

- 21 第47条 (特設注意市場銘柄の指定及び指定解除) 関係
  - (1) 株券上場審査基準の取扱い2(7)a(虚偽記載)の規定は、第47条第1項第2号aの場合に準用する。
  - (2) 第47条第2項に規定する当取引所が定める書面とは、有価証券上場規程第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書(IIの部)」に準じた書面(第47条第3項又は第6項の審査において「上場申請のための有価証券報告書(IIの部)」に準じた書面の提出を要しないと当取引所が認めた場合にあっては、当取引所がその都度定める書面)をいう。

(平成25.9.13変更)

22 第54条 (上場契約違約金) 第2項関係

第54条第2項に規定する上場契約違約金については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 上場契約違約金の金額は、当該上場会社が支払う年間上場料に20を乗じて得た額とする。
- (2) 上場会社は、前号の金額を当取引所が上場契約違約金の支払いを求めた日の属する月の翌月末日までに

支払うものとする。

(3) 上場契約違約金の支払いは、本邦通貨によるものとする。

(平成25.9.13追加、26.5.31 23を22に繰上)

23 第56条 (上場会社以外の上場有価証券の発行者に係る適用) 第2項関係

第56条第2項に規定する当取引所が必要と認める書類とは、上場債券の発行者(国、地方公共団体及び当取引所へ有価証券報告書の写しの提出を行うこととされている者を除く。)に係る事業年度の財務計算に関する書類をいうものとし、当該発行者は、毎事業年度の決算確定後遅滞なく当該書類を当取引所に提出するものとする。

(平成25.9.13 23を24に繰下、26.1.23変更、26.5.31 24を23に繰上)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。
- 2 改正後の11(1) a (g)の規定は、施行日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 3 改正後の11(4)の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から適用する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日 以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。
- 2 改正後の16の2(1)の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に内国株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に内国株券の新規上場を申請した者は、改正後の16の2(1)に規定する独立役員届出書を、平成 22年3月31日までに(同日までに当該内国株券が新規上場していない場合にあっては、新規上場日に)当取 引所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該書面を上場後において当取引所が公衆 の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 施行日において現に上場されている内国株券の発行者は、改正後の16の2(1)に規定する独立役員届出書を、 平成22年3月31日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該書面を当 取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

寸 則

この改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の21(2)の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
  - (注) 「当取引所が定める日」は平成25年9月13日

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注)「当取引所が定める日」は平成26年1月23日

付 則

この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「連結当期純利益」とする。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行し、改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の4の2の規定は、施行目以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

(変更)

# 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い

[昭和63.6.1、63.10.1、平成1.4.1、3.3.1、3.4.1、4.3.17、4.7.20、4.12.28、5.4.1、5.8.10、6.2.10、6.10.1、7.1.4、7.6.7、8.1.1、8.4.1、8.7.1、9.6.1、9.10.1、10.1.1、10.3.1、10.4.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.9.1、11.10.1、11.11.10、12.3.1、12.7.1、13.1.6、13.4.1、13.6.11、13.10.1、14.4.1、14.12.10、15.2.10、15.4.1、15.5.8、16.4.8、16.10.1、16.12.13、17.2.1、17.3.7、17.6.20、18.3.1、18.5.1、18.12.11、19.9.30、20.4.1、20.12.12、21.1.5、21.11.9、21.11.16、22.1.4、22.2.10、22.6.30、23.1.1、23.4.1、24.4.1、24.10.1、25.9.6、25.9.13、26.1.23、26.5.31、27.4.1、27.5.1、27.6.1、30.3.31、令和2.2.7、2.11.1、3.3.1]